

平成27年11月13日

財務省「調剤報酬に係わる改革案」に対する見解

株式会社薬事政策研究所 主席研究員 田代健

財政制度等審議会財政制度分科会の平成27年10月30日に開催された会合において、「調剤基本料の引き下げ、調剤料の減額、管理料の算定要件の厳格化」などを求める改革案が試案として提出された。

医薬分業が経済的なインセンティブにより歪んだ形で展開してきたこと、社会保障費の有効活用のために現在の調剤報酬制度を抜本的に見直す必要があることは確かであり、増加しすぎた薬局の淘汰が必要であることも首肯できるが、見直した結果どのような薬局が生き残り地域医療に貢献し続けていくべきなのかという点が、患者にとって最大の問題となる。弊社としては以下の理由から、この財務省案には問題があると言わざるを得ず、地域医療の実態に即した調剤報酬制度改革の見直しを求める。

記

1. 調剤報酬は処方箋1枚当たりの調剤技術料をすべて合算しても平均177点にとどまる（資料1）。医療機関の主な収入源が検査料であるのに対して薬局の収入源は大半が調剤技術料であり、ここから諸経費をすべて捻出しなければならないことを勘案すれば、調剤報酬の価格設定がサービスの内容に対して高すぎるとはいえない。
2. 弊社で蓄積している処方箋データのうち平成27年10月分をサンプルとして、財務省案によって小規模薬局の損益がどのように変化するかを試算したところ、資料2のような結果が得られた。これらの薬局の対応について、「新規採用を控える」「昇給を控える等によって人件費を節約する」「設備投資を控える」などの回答を得た。これらの対応により、かかりつけ薬局の「適切な差別化」どころか各薬局で従業員を1人から2人減らさざるを得ない状況となり、薬剤師数の少ない薬局から先に廃業に追い込まれ、医療機関の密集していない地域を中心に「処方箋難民」が発生することが予想される。
3. 改革案のように調剤技術料を引き下げるならば、薬局を維持するために薬剤師一人当たりの処方箋枚数を大幅に増やさざるを得ず、必然的にサービスの品質は低下する。これによって不利益を被るのは患者である。
4. 薬剤師が調剤を行わないことが前提の院内処方と、薬剤師による調剤とを同等と評価することは、薬剤師職能を全否定することに他ならない。

以上

<資料1>

医科における医学管理料の一部

| 項目 | 単価(点) |
|---------------------------|-------|
| 生活習慣病管理料 処方せんを交付する 脂質異常症 | 650 |
| 生活習慣病管理料 処方せんを交付する 高血圧症 | 700 |
| 生活習慣病管理料 処方せんを交付する 糖尿病 | 800 |
| 生活習慣病管理料 処方せんを交付しない 脂質異常症 | 1175 |
| 生活習慣病管理料 処方せんを交付しない 高血圧症 | 1035 |
| 生活習慣病管理料 処方せんを交付しない 糖尿病 | 1280 |
| 生活習慣病管理料 血糖自己測定値指導 加算 | 500 |
| ニコチン依存症管理料 初回 | 230 |
| ニコチン依存症管理料 2回目から4回目まで | 184 |
| ニコチン依存症管理料 5回目 | 180 |

調剤における技術料の合計点数

| | |
|---------|-----|
| 調剤技術料平均 | 177 |
|---------|-----|

平成26年社会医療診療行為別調査より、6月分の調剤技術料の合計11,338,767,038点を処方箋受付回数64,153,123で除して得た。

<資料2>

財務省案に基づいた小規模薬局の損益の試算

| 薬局No. | 処方箋枚数 | 集中度 | 調剤基本料 (試算) | 報酬点数 (実績・点) | 報酬点数 (試算・点) | 増減(点) | 増減率 | 年間の損益 (試算・円) |
|-------|-------|------|---------------|----------------|----------------|----------|--------|-----------------|
| 1 | 985 | 0.85 | 41 | 986,821 | 919,357 | -67,465 | -0.068 | △ 2,163,740 |
| 2 | 620 | 0.23 | 41 | 481,547 | 445,986 | -35,562 | -0.074 | △ 4,622,380 |
| 3 | 2150 | 0.28 | 41 | 1,318,637 | 1,168,577 | -150,060 | -0.114 | △ 12,075,200 |
| 4 | 901 | 0.82 | 41 | 721,106 | 669,226 | -51,881 | -0.072 | △ 6,580,660 |
| 5 | 513 | 0.25 | 41 | 546,824 | 48,4941 | -6,1883 | -0.113 | △ 1,493,960 |
| 6 | 1646 | 0.87 | 18 | 604,784 | 477,817 | -126,968 | -0.210 | △ 9,304,100 |
| 7 | 490 | 0.91 | 41 | 520,955 | 468,395 | -52,560 | -0.101 | △ 375,200 |

・報酬点数を試算するにあたり、

1. 平成27年10月分の処方箋枚数・集中度を調剤基本料の区分案に適用する
2. 調剤料を平成27年10月分の実数×0.5とする

の2つの処理を行った。

・年間の損益は、第20回医療経済実態調査での店舗数別の税引後最終損益額に、報酬点数の増減を反映させた。